

論点メモへのご回答 (労働基準法等)

平成29年9月19日
厚生労働省

論点メモ（労務管理－労働基準法等）

1. 労務管理（労働基準法等）の分野で 20%以上の削減となるよう、今後の電子申請率の数値目標を設定すべき。
2. コスト計測の結果（本年5月）及び削減効果の具体的な根拠を提出願いたい（国土交通省（船員法）については削減効果）。
3. 社労士が代行する使用者との契約を証する書類は、一度監督署に申請すれば、二度目以降の添付は不要とする（ワンスオンリー）となっているか。
4. 電子証明書の省略と併せて、電子受理後の控は返送されるのか。

労務管理(労働基準法等)

論点に対する回答

重点分野	従業員の労務管理に関する手続（労働基準法等）
省庁名	厚生労働省
論点	1. 労務管理（労働基準法等）の分野で 20%以上の削減となるよう、今後の電子申請率の数値目標を設定すべき。
<p>【回答】</p> <p>労働基準法等に定める届出等については、申請件数が多い3つの手続（※）（労働基準法等に定める届出等のうち全体の約9割を占める）について、本年5～6月にいくつかの民間事業者や全国社会保険労務士会連合会等に対して実態調査を行い、監督署と会社等の間を往復する時間、審査時間、審査を受けるまでの待ち時間について確認したが、事業者等によって大きな差がある状態が認められたところである。</p> <p>そのため、これらの調査結果に加え、より多くの民間事業者等から実態を確認した上で、基本計画中の届出等全体として、行政手続コストが20%削減となるよう、必要な届出等につき電子申請率の数値目標を設定することとしたい。</p> <p>（※）①時間外労働・休日労働に関する協定届、②1年単位の変形労働時間制に関する協定届、③就業規則（変更）の届出</p>	

労務管理(労働基準法等)

重点分野	従業員の労務管理に関する手続（労働基準法等）
省庁名	厚生労働省
論点	2. コスト計測の結果（本年5月）及び削減効果の具体的な根拠を提出願いたい（国土交通省（船員法）については削減効果）。

【回答】

【労働基準法に定める手続について】

労働基準法に定める手続のうち、申請件数が多い3つの手続

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定届
- ② 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
- ③ 就業規則（変更）の届出

について、本年5～6月にいくつかの民間事業者や全国社会保険労務士会連合会等への実態調査により作業時間等を確認したが、事業者等によって大きな差がある状態が認められたため、より多くの民間事業者等から実態を確認した上で、電子申請率の数値目標を設定することとしたい。

現時点での見込みとしては、

- ・ 企業が諸規程・法定帳簿の作成等に社労士を利用している割合は約3～4割であり、全国社会保険労務士会連合会に聴取したところ、電子申請においても受理印を付した控が返送されるのであれば、窓口を持って行く手間が省けるので電子申請を利用したい旨発言があったこと
- ・ これまでの電子申請における他手続の取組実績を参考にできることの2点から、
 - ・ 社労士が提出代行する際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略及び電子申請受理後の控の返送の取組により約25%
 - ・ 法人署名の省略により約4%
 - ・ 電子申請用リーフレットの作成・周知により約2%

の電子申請率の増加がそれぞれ見込まれ、全体として電子申請率は約30%となることにより、20%のコスト削減を見込んでいる。

【労働者災害補償保険法に定める手続について】

④労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る申請、脱退申請及び変更届等
 <コスト計測の結果>

労災保険の特別加入（海外派遣者）に係る報告書の手続き1件あたりの

労務管理(労働基準法等)

作業時間は約 20 分（本年 5 月の社会保険労務士会連合会へのヒアリングにより算出）、提出件数は 36,154 件※₁であることから、所要総時間数は 12,051.3 時間となる。

また、報告書を含む特別加入（海外派遣者）の申請等手続全体の年間総件数は 79,485 件※₁であり、各手続 1 件あたりの作業時間数※₂に基づき、申請等手続全体にかかる所要総時間数を求めると、26,476.6 時間となる。

※₁ 平成 27 年度実績

※₂ 「申請」、「変更」、「脱退」、「報告書」の各手続に係る様式の記載、提出、その他（不備訂正等）に要する作業時間の合計

<削減効果>

当該報告書を廃止することにより、申請等手続全体にかかる所要総時間数 26,476.6 時間から 12,051.3 時間が削減されて 14,425.3 時間となり、約 45.5%の削減効果が期待できるもの。

労務管理(労働基準法等)

重点分野	従業員の労務管理に関する手続（労働基準法等）
省庁名	厚生労働省
論点	3. 社労士が代行する使用者との契約を証する書類は、一度監督署に申請すれば、二度目以降の添付は不要とする（ワンスオンリー）となっているか。
<p>【回答】</p> <p>労働基準法等の手続において、現在、電子申請及び窓口受理ともに社労士が代行する使用者との契約を証する書類について提出を求めておらず、今後電子申請において、当該書類の添付等をもって、使用者の電子署名及び電子証明書の添付に代えることができる旨の省令改正を行うこととしている。</p> <p>例えば、時間外労働・休日労働に関する協定届については、使用者が原則である週40時間などの労働時間を超えて労働者を労働させることについて、免責的効力を与えるものであり、当該届出が適正に行われたものでなければ、使用者に刑事罰が課されることとなる。</p> <p>このような届出の真正性を担保するために、原則として使用者の電子署名等を求めているところであるが、当該書類は、本来使用者が電子署名等をすべき手続について、その電子署名等を省略させる上で、当該社会保険労務士等が適正に届出等を行う資格を有するか否かを確認するために添付を求めるものである。</p> <p>そのため、二度目以降の添付を不要（ワンスオンリー）とするためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の申請以降、社会保険労務士等と使用者の契約が継続しているか ・ 申請された手続は社会保険労務士等が締結している業務委託契約の範囲内か <p>ということ等の確認方法のほか、システム改修等について検討する必要がある。</p>	

労務管理(労働基準法等)

重点分野	従業員の労務管理に関する手続（労働基準法等）
省庁名	厚生労働省
論点	4. 電子証明書の省略と併せて、電子受理後の控は返送されるのか。
【回答】 労働基準法に定める手続の電子申請については、現在、電子申請時に「到達番号」及び「問合せ番号」が返送されることになっているが、今後、申請受理後に受理印に相当するもの（受理されたことが分かるもの）を付した様式の控えを申請者に返送することとしており、そのためのシステム改修を平成30年度から開始し、平成31年度に稼働する予定としている。	